瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第4号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則(昭和40年瀬戸市規則第7号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前	
(市民税の減免)	(市民税の減免)	

第2条 条例第51条第1項の規定により、市民 第2条 条例第51条第1項の規定により、市民 税の納税義務者が次の表の減免対象者の欄に掲 げる者に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲 げる期日までに同条第2項の規定による申請を した場合においては、市長は、必要があると認 めるときに限り、その者に対し、その者に課す る市民税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲 げる額を減免する。

番	減免対象者	減免額	減免申
号			請期日
<	<省略>	<省略>	<省略
省			>
略			
>			
(3)	6月30日(所	前年中に	
	得税法第2条第1	おける総所	
	項第35号に規定	得金額から	
	する特別農業所得	当該年中に	
	者にあっては、1	おける総所	
	0月31日)現在	得金額の見	

税の納税義務者が次の表の減免対象者の欄に掲 げる者に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲 げる期日までに同条第2項の規定による申請を した場合においては、市長は、必要があると認 めるときに限り、その者に対し、その者に課す る市民税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲 げる額を減免する。

	·/ • // • // • // • // • // • // • // •				
番	減免対象者	減免額	減免申		
号			請期日		
<	<省略>	<省略>	<省略		
省			>		
略					
>					
(3)	6月30日(所	前年中に			
	得税法第2条第1	おける総所			
	項第35号に規定	得金額から			
	する特別農業所得	当該年中に			
	者にあっては、1	おける総所			
	0月31日)現在	得金額の見			

 	込額を控除			において、前年中	込額を控除	
	した金額を			における総所得金	した金額を	
額が250万円以	前年中の総			額が250万円以	前年中の総	
	所得金額で			下で当該年中にお	所得金額で	
ける総所得金額の	除して得た			ける総所得金額の	除して得た	
見込額が前年にお	割合を前年			見込額が前年にお	割合を前年	
ける総所得金額の	中の総所得			ける総所得金額の	中の総所得	
2分の1以下に減	金額に対す			2分の1以下に減	金額に対す	
少すると認められ	る所得割額			少すると認められ	る所得割額	
る者 <u>。ただし、令</u>	に乗じて得			る者	に乗じて得	
和2年度分に限り	た額の2分				た額の2分	
、当該年中におけ	の1に相当				の1に相当	
る総所得金額の見	する額 <u>。た</u>				する額	
込額は、令和元年	<u>だし、令和</u>					
<u>12月31日にお</u>	2年度分に					
いて適用されてい	限り、当該					
た所得税法その他	年中におけ					
の所得税に関する	る総所得金					
<u>法令等で定めると</u>	額の見込額					
ころにより算定す	は、令和元					
<u>るものとする。</u>	年12月3					
	1日におい					
	て適用され					
	ていた所得					
	税法その他					
	の所得税に					
	関する法令					
	等で定める					
	ところによ					
	り算定する					
	<u>ものとする。</u>					
<省略	<省略>			<省略>		
2から4まで <省略>	2から4まで <省略> 2から4まで <省略>					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。